

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編） 目次 [略] 【凡例】 [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の 条番号は、 <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> 時点の条番号を示すものとする。 1 [略]	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編） 目次 [同左] 【凡例】 [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の 条番号は、 <u>令和 7 年 3 月 24 日</u> 時点の条番号を示すものとする。 1 [同左]
2 定義 2－1～2－4 [略] 2－5 個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）	2 定義 2－1～2－4 [同左] 2－5 個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）
法第 16 条（第 2 項） [略]	法第 16 条（第 2 項） [同左]

法第 2 条（第 9 項） [略] 法第 2 条（第 10 項） [略] 法第 2 条（第 11 項） [略] 法別表第 2 <table> <tr> <th>名称</th><th>根拠法</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>国立研究開発法人</td><td>独立行政法人通則法</td></tr> <tr> <td>国立健康危機管理研究機構</td><td>国立健康危機管理研究機構法</td></tr> <tr> <td>国立大学法人</td><td>国立大学法人法</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> [略] 2 - 6 ~ 2 - 19 [略]	名称	根拠法	[略]	[略]	国立研究開発法人	独立行政法人通則法	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法	国立大学法人	国立大学法人法	[略]	[略]	法第 2 条（第 9 項） [同左] 法第 2 条（第 10 項） [同左] 法第 2 条（第 11 項） [同左] 法別表第 2 <table> <tr> <th>名称</th><th>根拠法</th></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>国立研究開発法人</td><td>独立行政法人通則法</td></tr> <tr> <td>国立大学法人</td><td>国立大学法人法</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> </table> [同左] 2 - 6 ~ 2 - 19 [同左]	名称	根拠法	[同左]	[同左]	国立研究開発法人	独立行政法人通則法	国立大学法人	国立大学法人法	[同左]	[同左]
名称	根拠法																						
[略]	[略]																						
国立研究開発法人	独立行政法人通則法																						
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法																						
国立大学法人	国立大学法人法																						
[略]	[略]																						
名称	根拠法																						
[同左]	[同左]																						
国立研究開発法人	独立行政法人通則法																						
国立大学法人	国立大学法人法																						
[同左]	[同左]																						
3 ~ 5 [略]	3 ~ 5 [同左]																						
6 適用の特例（法第 58 条・第 125 条関係） [略] 国立大学法人及び医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報 の取扱い並びに独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営	6 適用の特例（法第 58 条・第 125 条関係） [同左] 国立大学法人及び医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報 の取扱い並びに独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営																						

の業務に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。 (※) 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。 沖縄科学技術大学院大学学園 <u>国立研究開発法人</u> <u>国立健康危機管理研究機構</u> 国立大学法人 大学共同利用機関法人 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人地域医療機能推進機構 福島国際研究教育機構 放送大学学園 [略] (参考) [略]	の業務に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。 (※) 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。 沖縄科学技術大学院大学学園 <u>国立研究開発法人</u> 国立大学法人 大学共同利用機関法人 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人地域医療機能推進機構 福島国際研究教育機構 放送大学学園 [同左] (参考) [同左]
7～10 [略] 【付録】 [略]	7～10 [同左] 【付録】 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	